

# 福島県教育委員会平成30年2月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	平成30年2月9日（金）午後1時30分から
2 開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出 席 者	鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、 4番 正木好男委員、5番 浅川なおみ委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後1時30分、教育長から2月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、蜂須賀委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、大内副主査が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第4号については、平成30年度当初予算案の教育委員会関係部分について諮るもの。</p> <p>議案第5号については、県立博物館屋根等改修工事に関する工事請負契約案について諮るもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>の。</p> <p>議案第6号については、聴覚支援学校福島校改築工事に関する工事請負契約案について諮るもの。</p> <p>議案第7号については、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第8号については、福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>報告第1号については、教職員多忙化解消アクションプランの内容について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、平成30年度の教員系職員に係る人事異動案について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第8号、報告第2号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p>	<p>福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第2号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 報告事項</p> <p>報告第1号</p>	<p>教職員多忙化解消アクションプランについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、報告書の一部を修正（V各テーマ別の取組 2校務の見直し（5）コンク</p>

ール等の精選の項の後段「教育課程に位置づけないコンクール等に関しては、原則として学校としての参加や応募は行いません。」を削除) することとして全員に異議なく了承された。

浅川委員：校務の見直しとしてコンクール等の精選を行うことに関して、学校として参加しないということは、参加しなくとも良いということか、参加しない方が良いということか、どのように捉えれば良いのか。

職員課長：原則として、教員が関わって引率したり、学校として取りまとめて審査をして提出をしたりということは行わない、精選したものは学校として対応するが、それ以外は個人で応募いただいたり、社会教育の中で活動していただいたりというようにしたいと考えている。

浅川委員：学校として行わないのは、部活動としてコンクール等に参加する際の事務手続的なことを行わないということか、部活動に伴った子どもたちの参加をしないということか。

職員課長：小学校における特設部を含め、部活動として位置づけるものについては、別の項において休養日の設定や時間の制限を設けることとしている。特設部に位置づけられないコンクール等への参加については精選したいと考えている。

政策監：まず、教育課程に位置づけたものについては学校として実施し、引率等も行うというのが前提としてあり、教育課程に位置づけていない場合、例えば年度途中で学校に依頼があったものなどは、学校として案件ごとに判断をして、教育課程に位置づけていなくとも学校として参加すると判断したものには参加することができるという取り扱いである。

浅川委員：具体的な事例を示されたい。

義務教育課長：例えば七夕展や書き初め展が挙げられる。教育課程の中で書写の時間が年間35時間あるが、書写の授業の中で書き初めのテーマで皆で学習したものについては参加するというように、教育課程の中にしっかり位置づけるものと、後から入ってくるようなものとは切り分けて考えようというものである。

岩本委員：部活動の設置数の見直しと複数顧問制の導入に関して、部活動の設置数の精選ということで実際には部活動の数を減らすことになるのだと思うが、各学校の判断となるのか。また、現在ある部を廃止する場合の移行の仕方はどのようになるのか。

職員課長：学校ごとに事情が異なるため、教育委員会として基準を設けるということではなく、学校の実情に応じて精選し、設置数を減らしていきましょうという方針を示すものである。移行については、減らした場合には募集はできないということになるが、学校の事情に応じて対応していただくことを想定している。

岩本委員：学校ごとに減らしてくださいということで、教育委員会としてはノータッチということか。

職員課長：あくまでも方針として、このように見直していきましょうということなので、教育委員会として基準を設けることは今のところ考えていない。

蜂須賀委員：精選という言葉が多く出ており、学校に判断を任せるといったことのような場合、学校の判断により部活動が偏ってしまい、試合にならないというようなことになるおそれはないのか。精選というのは、教育委員会は提示するだけで、あとは各学校で考えなさいということなのか。

職員課長：部活動の在り方については、国でもガイドライン等を中間的に出したところであり、今後見直していくということでもあるので、それを見て具体的に対応していくということになると思う。ただ、現実的には、教育委員会としては、今は方向性だけを示し、具体的な部活動の在り方の見直しの要項については、今後改めて詰めていきたいと考えている。今回のアクションプランの中では、方向性を示させていただいた。

蜂須賀委員：もう少し突っ込んだ言い方をしなさいと、学校が困るのではないかと。方向性といいながら「こうしなさいよ」と言っているように見えるので、発表する段階で、例えばこのようなものという例を挙げておかないと、なくなる部活がたくさん出てしまうのではないかとと思うが、どうか。

職員課長：学校ごとに各部活動の参加人数や部活動への対応状況も異なるので、すぐなくなるような状況にはないものと考えている。今後はこのアクションプランの他に、部活動の在り方について更に関係団体と協議しながら進めたい。

教育長：生徒数は全体的に減ってきており、部活の数が変わらないとすると、単純化して言えば、生徒数が少ない部活が数多く維持されることとなる。基本的には、生徒数が減ると教員の数も減っていくので、なかなか顧問にも回す手がないという状況になってしまうため、生徒数見合いで部活動の数を少し絞れないかというのが論理的なのかも知れないが、今説明にあったように何年間でいくつまで減らしましょうと言ってしまうとなかなか大変なので、まずは方向性だけ示すというのが現在の状況である。

蜂須賀委員：部活動を精選しましょうと言いながら部活動指導員を増やすのは矛盾しているのではないか。部活動は減らすが、残った部活動には指導員を付けますよということなのか。

職員課長：部活動指導員については、本来全て部活動について得意な教員が配置されるとは限らないし、仮に部活動が減らないとしても、部活動指導員を配置することにより、教員が別な時間を作ることができるということもあるので、必ずしも部活動を減らしていくことと部活動指導員を配置することは逆ではないと考えている。部活動指導員については、専門性のある方を入れ、代わりに教員はその時間に別な対応ができるということがあるので、全体の中で教員の時間を確保できるような形に考えている。

教育長：部活動指導員は、人件費の関係もあり、部活動の数ほどは配置できない。学校に1人ぐらいのイメージである。

蜂須賀委員：どのような基準で部活動指導員を配置していくのか。

教育総務課長：基準については、今後検討していくこととなるが、部活動指導員は、教員が不在でも単独で指導ができるということを重く受け止める必要がある。これまでも、どちらかというボランティアに近い形であるが、部活動の外部指導者を導入してきた。こういった方にも研修を受けていただき導入してきたが、今度はそれより一歩進んだ、教育的な部活動指導ができる人というのが部活動指導員であり、法令にもこういった立場の人が位置づけられた。国もガイドラインをまとめている最中であり、例えば教員免許を持っている人であるとか、子どもたちの指導に当たった経験

を有する人という要件を設け、しっかり指導できる人を入れていくことが大事であると考えている。

蜂須賀委員：指導員を選ぶ時の基準ではなく、指導員をどの部活に置くかの基準はどう考えているのか。良い指導員が配置されれば、その部活だけが伸び、偏りが生じるのでは。

高校教育課長：例えば、弓道部があるとして、生徒はいるが弓道の専門家がないという場合、武道というのは専門的な指導が大事であるので、学校側から指導員を要求していただくという手続になると考えている。

蜂須賀委員：要求を受けるのは良いが全てに対応できるのか。

教育総務課長：配置基準については検討中であるが、予算の関係もあり、全ての学校、全ての部活に配置することは難しい。一つの考え方としては、多忙化解消という文脈で導入するものなので、勤務実態調査の結果等を見てみると、やはり大規模な学校の教員の負担が大きい状況がある。調査も踏まえ、どのような学校に配置していくのかという基準を検討しなくてはならないと考えている。

健康教育課主幹：部活動指導員の人数は、来年度予算では中学校55名、高校20名という形で要求している。4年間で全ての学校に1人ずつ配置することを想定している。

教 育 長：議会に提案予定の内容であり、現時点の想定である。

健康教育課主幹：学校への配置基準については今後検討する。中学校については、それぞれの市町村で配置校を決めることとなるので、市町村からの要望を吟味しながら決定していくことになると考えている。中学校の部活動指導員は市町村で任用することとなる。

教 育 長：義務教育も高校も、まずは現場からの要望を並べてみて、優先順位を考えると



う状況であるということか。

健康教育課主幹：そうである。

蜂須賀委員：ここにこのようにこれだけ使うので予算をくださいというのが予算獲得であると思うので、具体的な使途をきちんと説明できるようにすべきである。

健康教育課主幹：財政当局には、高校の場合は在校時間調査で長い学校から配置したいと説明している。

教育長：内部的に検討中の内容である。

浅川委員：複数の学校の部活を同じ指導員が掛け持ちする場合がありますのであれば、部活動の統合化のようなことを考えても良いのではないか。

職員課長：部活動の統合についても、このアクションプランに盛り込むことも検討したが、国の方針もまだ示されていないので、今後、国のガイドライン等も参考にしながら、アクションプランに取り入れられるものは取り入れていきたいと考えている。

教育長：部活動指導員の身分はどこ所属になるのか。

教育総務課長：今回、中学校と高校に部活動指導員を配置しようと考えているが、その2つで異なる。高校は県が設置者・任命権者であるので、県が学校で人材探索をして、ふさわしい人をお願いすることとなる。一方、中学校は市町村ということになる。こちらは、国が3分の1を、県が3分の1を補助し、市町村が3分の1を負担して配置することとなる。このため、市町村においてどういった人がふさわしいかを学校との間で相談して決めていただくこととなり、県はふさわしい方であるということを確認したうえで3分の1の補助を市町村に出すという仕組みとなる。

教 育 長：任命権は、市町村立学校の教員と同様、県が持つのか。

教育総務課長：教員とは異なり、市町村が持つこととなる。

教 育 長：とすれば、委員から話があったようなケースでは、兼務発令も工夫次第で可能と  
いうことになるのか。

教育総務課長：そうである。

高 橋 委 員：各学校で1名配置するということは、学校で部活動指導員を配置できる部活動は  
1種目ということになり、学校で1種目に厳選して要望してもらおうということにな  
るのか。

健康教育課主幹：1つの部活動に1人というのが基本にはなるが、学校により様々な形が考えられ、  
例えば、指導員によっては基礎体力づくりが得意な方であれば、複数の部活動を掛  
け持ちするといったことや、半期ずつ2つの部活動を持つなど、学校で工夫するこ  
とができると考えている。

高 橋 委 員：コンクール等の精選の項目で、教育課程に位置づけないコンクール等は原則とし  
て学校としての参加や応募は行わないとあるため、例えば、私が関わっている人権  
作文コンクールでは学校賞を出していただいたりしているが、今後、学校として参  
加しないので学校賞はもらえませんということになりかねないと思われるし、  
話を持って来ないでくださいというような言い訳に使われるおそれがあるのではな  
いか。敢えてこの部分は記載しなくとも良いのではないかと思うがどうか。

職 員 課 長：年度途中から新たな話があった時に、学校としてはなかなかこれに対応すること  
ができないところがあるため、この文言は入れておきたいと考えている。毎年対応

しているコンクール等については、教育課程に位置づけ、授業の中で取り組んだり、学校で取りまとめて参加することをするという形で、精選はするが学校として対応し、そうでないもので学校として対応が難しいものは、場合によってはお断りするということにしないと、学校で対応するものがどんどん増えてしまう。

教 育 長：例年のものであるか年度途中で話があったものであるかは関係があるのか。

職 員 課 長：予め教育課程に位置づけられるかどうかということである。

教 育 長：年度途中でも教育課程に位置づけられるようなものはないのか。各学校で位置づけるかどうか判断することが大事なのではないか。

職 員 課 長：学校で対応可能ということであれば教育課程に位置づけるが、年度途中ではなかなか対応できない場合があるという意味での記載である。

義務教育課長：作文、絵画、自由研究、発明工夫など様々なコンクールがある。子どもたちの個性を伸長するような場をなくしてしまうということでは決してなく、例えば長期休業の前に学校でそうしたコンクールの一覧を配布し、ぜひ夏休み自分の好きなものに挑戦してみましようという形で取り組んでいる。そうしたものに関しては、子どもたちが主体的に参加をし、学校としては、取りまとめて出す等の事務手続があったとしても、そうしたものは引き続き取り組んでいく。しかし、要請があったもの全てに対応していくのは難しいので、そういった意味での記載となっている。

高 橋 委 員：それは今までも同じだったと思うが、それをわざわざ明文化することで、今のような趣旨から外れてくるように思われる。

浅 川 委 員：面倒くさいことには参加しなくてもいいよというようにも見える。今までも学

校で判断して対外的なことにも出ましようかということはあるが、それもやらなくていいというように受け取られるのではないか。

職員課長：コンクール等の対応により教員の時間外勤務が相当増えているという実態もあり、そこをある程度削減していくためにこのような記載をさせていただく必要があるということで理解いただきたい。全てを拒否するというのではなく、学校の中で判断をして対応していただくという考えである。

高橋委員：原則として行いませんという文章になっているので、そのような趣旨には読めない。例外としてこういう場合で教育上の効果がある場合は学校として対応しても良いなどと例示しないと、現場に下ろしたときに「教育課程に入っていないものはどのようなものでもやらなくていい」というように捉えられてしまうのではないか。趣旨は理解できるが、「授業の中で取り組むものについては教育課程に位置づけま

すと」という記載で充分なのではないか。その他のものは話が来た時の判断で、学校ごとに有意義であればやるということであるはずなのに、授業として取り組んでいるもの以外は一切やらなくていいんだというようになってしまわないか。年度途中からどんな良いことがあったとしても、原則としてやらないのだから、大変だからやらない、ということになってしまっは、子どもたちの門戸を狭めるようなことになってしまうのでは。それでもいいという覚悟があるのであればそれも一つの選択であると思うが、先の説明のような趣旨があるとすれば、別の表現にしなければ現場は混乱するのではないか。

浅川委員：先日の優秀教員表彰と逆の方向性なのではないか。部活で全国1位になった人た

ちの表彰をしておきながら、やらなくていいよみたいなことになるのは違うのではないか。勉強や部活で優秀な子どもを育てようとすれば、ある程度時間がかかるのは仕方ないのではないか。文章化することが難しいように思う。

蜂須賀委員：先生方の多忙化をあまりにも頭の上に置きすぎて、生徒がないがしろになってはいないか。このアクションプランには良い取組がたくさんあり、色々な面で先生方のためになるとは思っているが、そのために子どもたちの行動が制約されるのでは困るという思いがある。

職員課長：教員の多忙化を解消する取組ではあるが、目的に掲げているとおり、改善できるところを改善し、それを学校のチーム力や指導力の最大化に充てていこうということをまず考えており、最終的には子どもたちの教育環境を良くするために教員の長時間勤務を改善していきたいというのが前提である。このくらいの重い方針を立てなければ、これまでも多忙化解消に教育委員会として取り組んできたものの、なかなか進まないという面があり、今回はこのくらい思い切った方針を示したいということでこのような表現にさせていただいたものである。

正木委員：教員へのリサーチの結果、2020年までに30%削減という数値目標を立て、それが具体的な20の項目につながっているものと思う。確かにここまでの表現はどうかという部分はあると思う。コンクールの精選については原則として学校としては参加しないというように見られてしまうということや、会議の精選の中で立ち会議まで書かなければならないのか、従来の会議の持ち方をもう少し合理的にやりましょうというだけでも意図は伝わるのではないか。いずれプロジェクトチー

ムが練りに練って20のアイテムを出してきたものなので、その裏にはリサーチした根拠があるのだと思う。30時間削減に結びつけていくためには、実際にローリングしながら進めていく必要があると思うが、一部文言の表現については、委員の意見を入れる余地はないのか。

教 育 長：先ほど義務教育課長からあった、長期休業中に生徒に取り組んでもらって、学校として取りまとめて参加するぐらいは、授業の中で教育課程に位置づけていなくともあり得るという話と、この文章からはそう読めないという委員の指摘について、そのあたりの兼ね合いはどうか。

義務教育課長：見識がある方は無理なことを学校に対して仰らないが、年度途中から図工の時間に描かせてほしいんだというような話をなさる方もいる。そうではなく、授業の中で全員がやる価値があるものであれば、前年度のうちに相談いただき、教育課程に位置づけられるかを学校できちんと考えて実施すべきであるが、そうではなく無理なことを仰る方には、このように記載することで、学校というのは、教育課程というのはどういうものか理解していただくことになるのではないかと考える。

教 育 長：良識のない方には当てはまるかも知れないが、良識のある方にも冷たい対応になってしまうのではないかとというのが委員が心配する部分である。

浅 川 委 員：毎年出していてこれからも出していきたいというものが学校にはあると思うので、ある程度具体的に例示し、保護者など分かるようにしたら良いのではないかと。

正 木 委 員：「教育課程に位置づけられないものについては」と敢えて記載しているが、前段の「コンクールを精選し、教育課程に位置づけます」という記載で通じるのではないかと。

後段の記載を入れることの価値はどこにあるのか。無理なことを言うてくる人に対しては、学校が誠意を持って説明すれば済む話ではないか。

政 策 監：多忙化解消に実効性を持たせるため、踏み込んだ表現としている。プランはプランとして、学校や市町村、関係団体に周知する際に、具体例を示してしっかり取り組んでいただくこととさせていただきたい。

教 育 長：文章を直す余地はないということか。確かに、義務教育課長の説明にあったような内容であればおかしくはないと思うが、文章からはそのとおりに読めないというところが難しい。

蜂須賀委員：全体的に、今の若い世代は、1から10まで指示しなければできない世の中になってきているように思われる。当たり前のことまであまりにも事細かに書きすぎているのではないか。教員の多忙化解消自体は色々な面でとても良いことだと思っているが、普通に考えてやっていたら書かなくとも分かることまで、ここまで事細かに記載する必要はないのではないか。

浅川委員：事細かに記載することで、逆にこれまでがどれ程酷かったかというようにも読める。立ち話で済むところをいちいち座らないで打ち合わせるといようなものはいいことだと思うが、わざわざそれを文章にしなければならないのか。

教 育 長：立ち会議は例として出しているものであり、知事部局でも取り組んでいることなので入っていてもおかしくないとは思いますが、コンクール等の精選の方は、意図したものと異なる受け止め方になってしまうかも知れないということが確かに気になる。

政 策 監：委員から多くの意見をいただいたので、コンクール等の精選の項の後段部分は削除することとしたい。

教 育 長：削除してしまって大丈夫なのか。作文で直す方法はないのか。

正 木 委 員：私は削除していいと思う。

蜂須賀委員：現場ははっきり書いてもらった方がいいと言うかも知れないのでは。

教 育 長：この文章のとおりだと、夏休みにやりたいものやってみようということまで読めなくなってしまうので、それぐらいの余地は残すべきではないか。

正 木 委 員：文章を検討してもらったら良いのではないか。

教育総務課長：本日中に結論を出す必要がある。

高 橋 委 員：コンクールを精選するという文章だけでも、変なものをお断りすることは前より言いやすくなるのでは。

教 育 長：変な作文をするより削除してしまって、判断の余地を残した方が現場でやりやすいだろうか。

蜂須賀委員：この文章も、色々な会議で議論を重ねてできたものなのだろうから、我々が勝手に削除してしまうのもおかしいのではないか。議論に関わった各団体に説明し直す必要が出てくるのでは。

浅 川 委 員：内容はいいのだが、表現のしかたの問題。

教 育 長：「学校として参加しないこともあります」ぐらいの表現ではだめなのか。

高 橋 委 員：プランの策定に参加した団体は、これまでも学校に関わっている団体なので困らない。既得権益防衛みたいに使われるのでは困る。



	<p>浅川委員：年度途中でも学校の判断で参加いただくような事例をたくさん知っている。言葉は必要だが表現を考えてもらえば良いと思う。意味合いは残した方が良いと思う。</p> <p>政策監：多くの意見をいただいたので、一旦事務局で検討のうえ、再度お諮りすることとしたい。</p> <p>（事務局において検討）</p> <p>政策監：後段の部分は前段の補足、裏返しになっているもの。前段の2行でこの取組の内容、趣旨は全て含まれており、後段の文章がなくとも取り組むことはできるため、後段2行を削除することとしたい。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(9) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、平成30年1月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第3号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時55分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>平成30年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第4号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>工事請負契約案について（議案第5号）及び工事請負契約案について（議案第6号）、施設</p>

議案第6号	財産室長から一括して説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第7号	福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例案について（議案第7号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第8号	福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について（議案第8号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告事項 報告第2号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(12) 協議事項	平成30年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(13) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から平成30年3月22日（木）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(14) 閉会	午後4時02分、教育長から閉会が告げられた。